

あなたの空き家は大丈夫？

全国的に空き家の問題が広がっており、長崎市も例外ではありません。空き家を放置すると防災、防犯、衛生等の面で周囲の迷惑となります。

空き家の維持管理、処分は、所有者の責任で行うことが原則です。

あなたが所有している空き家の状態を把握し、維持管理や処分について、考えましょう！



1 空き家の状態自己チェック



床

- 床が傾いている。
- 床が落ちている。

チェック



柱・はり

- 柱が傾いている。
- 柱、はりが腐っている、破損している。

チェック



外壁

- 外壁が剥がれ、下地が見えている。
- 外壁に穴が空き、建物内部が見える。

チェック



屋根

- 瓦がずれ、落ちそう又は落ちている。
- 屋根に穴が空いている。

チェック

裏面へ

2 チェックの結果

結 果	ア ド バ イ ス
該当項目が無かったかた	引き続き、適切な維持管理に努め、将来的な対応策（リフォーム、売却、解体等）を家族で考えましょう。
1つの項目に該当したかた	特定空家等として、市の指導対象となる可能性があります。修繕、解体、売却などを検討し、指導の対象にならないようにしましょう。 また、特定空家等除却費補助金（3を参照）の対象となる可能性がありますので、建築指導課へご連絡ください。
複数の項目に該当したかた	特定空家等として、市の指導対象となります。早急に修繕、解体などを検討しましょう。 また、特定空家等除却費補助金、老朽危険空き家対策事業（3を参照）の対象となる可能性がありますので、建築指導課へご連絡ください。

※特定空家等とは、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家のこと。

3 特定空家等除却費補助金、老朽危険空き家対策事業とは

事業名	概要
特定空家等除却費補助金	老朽化し危険である、若しくは危険となる恐れがある特定空家等の所有者等が解体を行う際に、その費用の一部（最大50万円）を補助する制度です。
老朽危険空き家対策事業	老朽化し、危険な空き家のうち、土地・建物ともに市へ寄附できる等の条件を満たす空き家を、市が除却し、跡地を公共的空間として整備する制度です。

※対象となるかどうかは、現地調査のうえ、市が判断します。

長崎市では、空き家の所有者等へ、適切な維持管理をしていただくよう助言・指導しています。
近隣の空き家が放置され、困っているかたがいらっしゃいましたら、長崎市役所建築指導課へご連絡ください。



長崎市建築部建築指導課建築安全係
TEL：095-829-1174